

助成金の申請手続きについて

平成 18 年 4 月 1 日より助成金制度が以下のように変わりました。これに伴い申請手続き等も変更されましたので、ご注意ください。ご不明な点等ありましたらお気軽に下水道営業課排水設備担当班(537-5641)までお問い合わせください。

改造前	浄化槽	くみ取り便所
対象	個人所有の住宅(併用住宅、共同住宅、分譲マンションを含む)に限る	
対象期間	供用開始の日から 1 年以内	供用開始の日から 3 年以内
助成金額 (建物 1 棟につき)	10,000 円 申請者と生計を同じくする(例:同じ建物に居住する)すべての者の市民税が非課税の場合 40,000 円 【注1】	40,000 円(供用開始の日から 1 年以内) 30,000 円(供用開始の日から 2 年以内) 20,000 円(供用開始の日から 3 年以内)
提出書類	水洗便所改造助成金交付申請書、請求書、市税完納証明書等	

市税完納証明書の取得に 300 円(1 通)が必要となります。ご理解をお願いします。

< 助成金申請の流れ >

助成金申請・手続きの流れ		備考
申請者	市	
申請	提出 → 受理	必要書類を添付して、工事着工前に申請してください
決定受理 工事着工	← 確認 ← 決定	技術基準に適合しているか確認し、副を返却します 現地調査、負担金の未納を確認します。 施主、工事店に確認・決定をお知らせします
↑ 1ヶ月以内 ↓ 工事完了 届出	提出 → 受理	【注2】 決定から1ヶ月以内に工事を完了しなければなりません 完了届、開始届を提出してください。
立会い	← 検査	供用開始日から1年以内(浄化槽)もしくは3年以内(くみ取便所)に合格しなければなりません
受取り	← 確定	検査に合格すると助成金額を確定します
請求書提出	提出 → 交付	窓口払い、または口座振込みで交付されます

< 注意事項 >

【注1】	『申請者と生計を同じくするすべての者の市民税が非課税の場合 40,000 円』は、低所得者への救済措置として新たに設けられたものです。審査対象は、申請者及び申請者と生計を同じくする(例:同じ建物に居住する)すべての者です。通常の助成金の提出書類に加えて、申請者と生計を同じくするもの全員の 住民票の写し、税額証明書等 が必要になります。詳細は裏面をご覧ください。
【注2】	助成金の決定を受けてから、 1ヶ月以内 に工事を完了し、完了届を提出しなければなりません。1ヶ月を超えると助成金の取消しとなりますのでご注意ください。

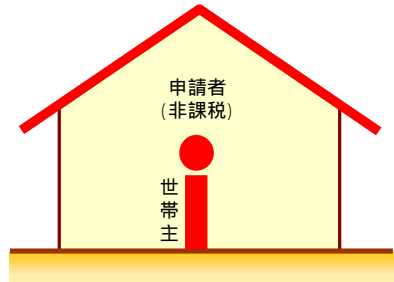
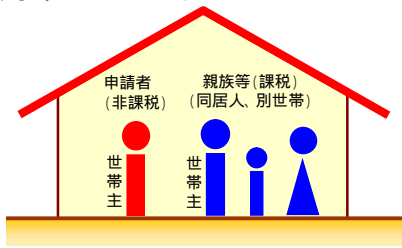
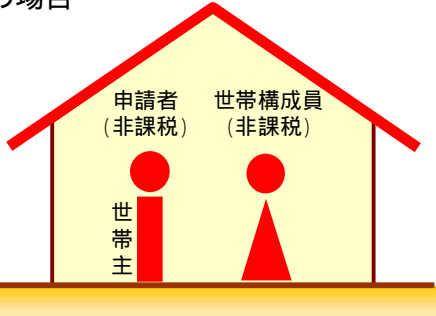
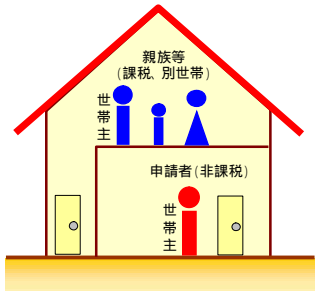
各証明書の取得には、経費が必要となります(住民票の写し 300 円(1 通)等)。ご理解をお願いします。

『申請者と生計を同じくするすべての者の市民税が非課税の場合 40,000 円』について

この助成金額の区分は、低所得者への救済措置として新たに設けられたものです。そのため、『申請者と生計を同じくするすべての者』とは、「改造工事を行う排水設備を継続的に使用するものすべての者」、「同居するすべての者」です。

非課税者が申請・手続きのみを行い、実際の費用負担を他の者がする場合や、申請者が非課税であっても、同居者に課税者がいる場合は、適用されませんのでご注意ください

事前に助成金担当までお問い合わせください 問合せ先:537-5641

主な適用例		適用されない例	
市民税が非課税の者のみが居住する建物の改造工事を、居住者が行う場合等（例：非課税の高齢者夫婦のみが居住する建物の改造工事を自らが行う場合）		市民税が非課税の者と課税の親族等が同居する建物の改造工事の場合等（課税者が同居する場合は、原則適用されません）	
例 1	非課税の申請者のみが居住する場合 	例 3	課税の同居者がいる場合は、別世帯であっても適用外となります 
例 2	改造工事を行う建物に居住するすべての者が非課税の場合 	例 4	二世帯住宅についても排水設備を共有する者に課税者がいる場合は適用外となります 

< 申請書類 >

工事着工前（排水設備等計画確認申請書と同時に提出してください）

1. **大分市水洗便所改造助成金交付申請書**
2. **市税完納証明書**
3. **住民票の写し**（申請者と生計を同じくする者（同居人）すべてが必要です）
4. **当該年度の所得・税額証明書**（申請者と生計を同じくするもの（同居人）すべてが必要です）

当該年度の税額証明書発行可能日（普通徴収については通常 6 月 9 日）以前は、申請時に税額証明書を添付できません。この期間（4/1～6/8）は、税額証明書以外を提出し、税額証明書は取得後すみやかに提出してください。助成金額の確定・交付はその後になりますのでご理解をお願いします。

工事完了後（助成金交付決定後、1ヶ月以内に工事を完了してください）

1. **請求書**

申請書類が期限内に提出されない場合は、交付が取消されることがありますので注意してください。